

入札説明書

令和 5 年度及び令和 6 年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 5 年 11 月 10 日

2 競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和 5 年度及び令和 6 年度

(2) 業務の名称及び数量

令和 5 年度及び令和 6 年度和歌山県工業技術センター電力調達

(詳細は別添仕様書に明記)

予定契約電力 380kW 予定使用電力量 1,629,023kWh (1 年間)

(3) 業務の仕様等

別添仕様書による。

(4) 履行場所

和歌山市小倉 60 番地

和歌山県工業技術センター

(5) 契約期間

令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日まで (令和 6 年 3 月 1 日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して 1 年を満了する日まで) の 1 年間とする。ただし、本契約は地方自治法令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。) 第 167 条の 17 に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても令和 6 年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

3 入札参加資格

令和 5 年和歌山県告示第 1264 号に規定する令和 5 年度及び令和 6 年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

4 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小倉 60 番地

和歌山県工業技術センター研究交流棟 6 階研修室

イ 入札日時

令和 5 年 12 月 22 日 (金) 午後 2 時 00 分から

(2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和 5 年 12 月 21 日 (木) 午後 4 時 00 分までに和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課 (以下「総務管理課」とい

う。)へ必着するように行わなければならない。

5 入札方法

- (1) 入札は、別紙入札書に入札する事項を記入して行うこと。なお、入札書の様式は、単体用の入札書(様式 1-1)又はコンソーシアム用の入札書(様式 1-2)を使用すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、入札参加者において設定する契約電力に対する単価(常時基本料金単価及び予備線基本料金単価)及び使用電力量に対する電力量料金単価を根拠とし、あらかじめ総務管理課が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。
入札金額の算定に当たっては、力率割引又は割増及び発電費用等に係る燃料価格変動の調整額並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。なお、この金額は、当該地域を管轄する一般電気事業者であった小売電気事業者が特定規模需要に対して定める電気供給条件(特別高圧・高圧)(2023年4月1日実施)等の定めに基づく金額を1月ごとの使用電力量等と併せて精求するものとする。
- (3) 燃料費調整額の算定は、公告の日に実施されている当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電気供給条件(特別高圧・高圧)(2023年4月1日実施)を契約終了日まで用いること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 代理人が入札する場合は、別紙委任状(単体の場合は様式 2-1、コンソーシアムの場合は様式 2-2を使用すること。)を入札前までに代理人が持参して提出すること。なお、この場合において、入札書には、入札者の氏名(法人の場合は名称又は商号並びに代表者の氏名)、代理人であることの表示及び代理人の氏名を記載して当該代理人の押印をすること。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載する事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。
- (7) 入札書は、封筒に入れ封印をし、封皮に入札書の氏名(法人の場合は名称又は商号並びに代表者の氏名。また、コンソーシアムの場合は、名称並びに代表者の氏名。)、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、再度の入札にあつては、この限りでない。
- (8) 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

6 内訳書(計算書)の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書(計算書)を添付すること。なお、郵送による入札の場合は、入札書を提出する中封筒に同封して郵送すること。
- (2) 内訳書(計算書)は、返却しない。
- (3) 入札書の入札金額が内訳書(計算書)の合計金額と符合しない場合において、入札者

は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに入札金額に基づいてこれを補正しなければならない。

7 入札の延期等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏当な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認められたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、その見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金又はこれに代わる担保を入札場所において入札日の午前 11 時 00 分から午前 11 時 30 分までの間に納付し、又は提供すること。

また、銀行振込により納付したいものは、令和 5 年 11 月 24 日(金)までに総務管理課に申し出ること。

申出後に債権・債務者登録申出書を提出し、登録後に、総務管理課から送付される歳入歳出外現金(提出通知書)(以下「納付書」という。)に金額を記入し、銀行で納付すること。

納付した後、歳入歳出外現金提出通知書兼領収証書(以下「領収証書」という。)の写しを入札日に提出、又は郵便による入札書の提出を行うものについては、入札書の書留郵便に同封の上、提出すること。

入札終了後に還付される時は、請求書を総務管理課に提出すること。

なお、次の場合は、入札保証金の納付が免除されるため、県の休日の除く日の令和 5 年 11 月 15 日(水)から同年 12 月 18 日(月)午後 4 時 00 分までに総務管理課へ必着すること。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去 2 箇年の間に地方公共団体又は国(公団等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出する場合。

なお、契約の落札者がコンソーシアムである場合にあっては、その代表者が上述の条件を満たす場合において、同様とすること。ただし、免除申請書類はコンソーシアムとして作成すること。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ (1)のイの場合

ウ 銀行振込により納付したいものは、総務管理課に申し出ること。

申出後に総務管理課より送付される納付書に契約保証金の必要な額以上を記入・納付し、納付後に領収証書の写しを提出すること。

契約終了後は、請求書を総務管理課に提出すること。

9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の時間までにされなかった入札
- (4) 入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 代理人が2以上の者の代理人をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに連合その他不正な行為によってなされたと認められた入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) 入札保証金が8の(1)に規定する金額に達しないときの入札
- (12) その他の入札に関する条件に違反した入札

10 開札の場所及び日時

- (1) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

4の(1)のアに同じ。

イ 開札日時

4の(1)のイに同じ。

- (2) 開札には、総務管理課の職員（以下「職員」という。）が立ち会うものとする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、出席者をもって再度入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (2) 次のア、イ、ウのいずれか一に該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。
 - ア 9の(1)から(7)まで、(11)及び(12)のいずれか一に該当する入札
 - イ 再度入札において、前回の入札における最低価格以上の入札をした者
 - ウ 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、4の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者がした郵送による入札
- (3) 内訳書（計算書）の取扱いは、6と同じ。

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課

イ 所在地

和歌山市小倉 60 番地

郵便番号 649-6261

電話番号 073-477-1271

ファクシミリ番号 073-477-2880

(2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。